

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公開番号】特開2002-202929(P2002-202929A)

【公開日】平成14年7月19日(2002.7.19)

【出願番号】特願2000-402936(P2000-402936)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

H 04 L 29/08 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 5 4 0 B

H 04 L 13/00 3 0 7 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月21日(2007.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

要求を受けると要高速伝送データを出力する要高速伝送データ出力コンピュータに第1のネットワークを介して接続され、前記要高速伝送データ出力コンピュータに前記要求を出力し、前記要高速伝送データ出力コンピュータから前記要高速伝送データを受け取ると、当該要高速伝送データを用いたデータ処理をする要高速伝送データ処理コンピュータであって、

前記要高速伝送データ処理コンピュータは、要高速伝送データを用いたデータ処理時に必要なデータ転送速度以上の転送が可能な第2のネットワークを介して要高速伝送データ予記憶コンピュータと接続されており、

前記要高速伝送データ出力コンピュータは、前記要高速伝送データ予記憶コンピュータに前記要高速伝送データの一部または全部を予め選択的に転送し、

前記要高速伝送データ処理コンピュータは、所定の規則に従い、前記要高速伝送データ予記憶コンピュータから前記要高速伝送データを受け取る、前記要高速伝送データ処理コンピュータシステム。

【請求項2】

要求を受けるとデータを出力するコンテンツサーバに第1のネットワークを介して接続され、前記コンテンツサーバに前記要求を出力し、前記コンテンツサーバから前記データを受け取ると、当該データを用いたデータ処理をするユーザ端末であって、

前記ユーザ端末は、データを用いたデータ処理時に必要なデータ転送速度以上の転送が可能な第2のネットワークを介してキャッシュサーバと接続されており、

前記コンテンツサーバは、前記キャッシュサーバに前記データの一部または全部を予め選択的に転送し、

前記ユーザ端末は、所定の規則に従い、前記キャッシュサーバから前記データを受け取る、前記ユーザ端末。

【請求項3】

前記データが、ストリームデータである、請求項2に記載のユーザ端末。

【請求項4】

前記コンテンツサーバは、前記所定の規則に従って、前記キャッシュサーバに予め一部

または全部を転送するデータを選択する、請求項3に記載のユーザ端末。

【請求項5】

前記コンテンツサーバは、前記所定の規則に関連するリストを有する、請求項4に記載のユーザ端末。

【請求項6】

コンテンツサーバに第1のネットワークを介して接続されたユーザ端末に、データを用いたデータ処理時に必要なデータ転送速度以上の転送が可能な第2のネットワークを介して接続されたキャッシュサーバであって、

前記ユーザ端末は、前記コンテンツサーバに要求を出力し、前記コンテンツサーバから前記データを受け取ると、当該データを用いたデータ処理を行い、

前記コンテンツサーバは、前記キャッシュサーバに前記データの一部または全部を予め選択的に転送し、

前記ユーザ端末は、所定の規則に従い、前記キャッシュサーバから前記データを受け取る、前記キャッシュサーバ。